

## 令和 7 年度林野火災防止用標識の作成配付要綱

一般財団法人日本防火・危機管理促進協会

## 1 目 的

林野火災の出火原因は、たき火、たばこ、火入れ等人為的なものが多いことから、林野への入山者等の視覚に訴えて防火意識を喚起する林野火災防止用標識を作成して市町村又は消防本部（以下「市町村等」という。）へ配付し、林野火災防止を図ることを目的とする。

## 2 標識の配付市町村等

- (1) 標識の配付市町村等は、最近において林野火災発生件数が多い市町村等、又は過去に大きな林野火災が発生した市町村等を優先して、都道府県が推薦する。
- (2) 標識の配付市町村等数に特に制限は設けないが、配付希望枚数が予定総配付枚数を超えた場合は、当協会では配付先数を調整することがある。
- (3) 標識の配付市町村等については、決定後、当協会から都道府県及び配付先市町村等へ配付数を通知する。

## 3 標識の配付枚数

- (1) 標識の配付数は、原則として各市町村等ごとに 20 枚・30 枚・60 枚・90 枚単位とする。
- (2) 標識配付希望枚数が予定総配付枚数を超えた場合は、当協会では調整して配付するものとする。

## 4 標識の仕様

## (1) 大きさ等

大きさ 横 300 mm×縦 510 mm 程度、厚さ 2 mm 程度とする。

## (2) 材質

硬質ポリプロピレン材を予定

## (3) 絵柄

一般財団法人日本森林林業振興会が募集した令和 6 年度山火事予防ポスター応募作品のうち、消防庁長官賞受賞作品（中学校の部）とする。

標識のイメージは別添えのとおり

## (4) 表示する字句等

標識へ表示する字句等は、次のとおりとする。

## ア 名義

- ① 管轄の市町村等名（テープ貼付）

② 後援：総務省消防庁

③ 制作：一般財団法人日本防火・危機管理促進協会

#### イ 絵柄の紹介

「この絵柄は、(一財)日本森林林業振興会が募集した令和6年度山火事予防ポスターの消防庁長官賞受賞作品です。」

#### ウ その他

自治宝くじの社会貢献広報に係る一般財団法人日本宝くじ協会の指定する表示

#### 5 標識の配付時期

令和7年9月末(予定)

#### 6 設置場所の選定

(1) 主要入山路・休憩所等の登山者等の目につく場所とする。取付け場所は、登山・ハイキングコース、林道等の人目につきやすい場所に加え、キャンプ場、溪流釣り場、山菜採り場など、山間部で人が多く集まる場所とする。

(2) 設置後、概ね3年間固定できる場所とする。

(3) 設置場所は、当該市町村等が選定するものとする。

(4) 設置場所に係る調整は、当該市町村等が行うものとする。

#### 7 設置時期及び設置完了報告

(1) 令和7年11月末までに設置を完了し、当協会に設置完了報告を行うこと。

(2) 設置完了報告は、標識の設置場所を示した地図及び周囲の状況が分かる設置写真を5組程度添付して、11月末を目途に行うものとする。積雪等の条件によりこれにより難しい場合は、当協会と事前に協議するものとする。

#### 8 設置後の維持管理等

(1) 設置後の維持管理は、配付先市町村等が行うものとする。

(2) 設置後の標識は、概ね3年間は利用するものとし、その後の利用については、当該市町村の判断によるものとする。

(3) 当該標識により生じた事故については、配付先市町村等の責任において処理するものとする。

#### 9 経費の負担

(1) 標識の作成から配付までに係る経費については、当協会の負担とする。

(2) 標識の設置・維持管理等に係る経費については、配付先市町村等の負担とする。

#### 10 その他

(1) 本事業の遂行にあたって疑義が生じたときは、配付先市町村等と当協会とで調整するものとする。

(2) 昨年度、材質の問い合わせがあったが、4(2)に記載のとおり、軽量のプラスチックである。また、紙に印刷したポスターと勘違いして市町村等に説明した都道府県もありましたので注意してください。